

平成27年度事業報告書

平成 28 年 6 月

一般社団法人 日本船主協会

目 次

事業概況	1
------	---

組 織 編

1. 会員の現状	3
2. 第68回通常総会	4
3. 役員等の選任	6
4. 役員および審議員の異動	9
5. 委員長の選任等	10
6. 支援事業特別委員会の廃止	10
7. 諸会議開催状況	11
8. 地区船主会の状況	14
9. 常勤役職員に関する事項	15
10. 収支および正味財産増減の状況ならびに財産の状態の推移	15
11. その他の活動	15

事 業 編

I 平成27年度の主要課題

1. 海運の重要性に関する認知度向上のための活動	16
2. 新たな外航海運政策の構築に向けた取り組み	16
3. 海運税制	17
4. 人材確保	17
5. 水先問題	18
6. ソマリア沖・アデン湾諸海域における海賊問題	19
7. マラッカ・シンガポール海峡航行安全対策	19
8. 国際海運における地球温暖化・海洋汚染防止対策	20
9. スエズ・パナマ運河	21

II 海運振興事業

1 わが国海運の競争力強化

1. 国際会計基準（I F R S）	2 2
2. 海運に係る諸規制の緩和	2 2
3. 政策金融の確保	2 3
4. 外航船社間協定に対する独禁法適用除外制度	2 3

2 国際問題

1. 内外関係機関等での活動	2 5
2. 諸外国規制の撤廃・緩和	2 6
3. 各国海運政策	2 6

3 法務保険問題

1. 商法（運送・海商関係）改正	2 7
2. 船主責任に関する条約	2 7
3. 油濁被害の補償制度	2 8
4. イラン産原油輸送タンカー特措法	2 8

4 港湾問題

1. 国際コンテナ戦略港湾政策	2 9
2. コンテナ保安・安全対策	2 9
3. NACCS(航空及び海上貨物の輸出入等関連手続きシステム)更改貿易手続きの改革	3 0
4. 港湾整備関係等	3 0

5 内航海運問題

- 1. 内航船員不足問題…………… 3 0
- 2. 関係団体等との協調…………… 3 1

Ⅲ 安全環境・船員事業

1 船員問題

- 1. I L O海上労働条約…………… 3 1
- 2. 改正S T C W条約…………… 3 2
- 3. 外航日本人船員（海技者）の確保・育成スキーム…………… 3 2
- 4. その他…………… 3 3

2 環境問題

- 1. 船舶からの廃物処理…………… 3 4
- 2. 船体付着物の移動…………… 3 4
- 3. 大気汚染防止…………… 3 5
- 4. シップリサイクル…………… 3 5
- 5. アジア型マイマイガ…………… 3 6
- 6. 海上災害防止対策…………… 3 6

3 船舶の安全性確保

- 1. 貨物の安全な積み付けと運送…………… 3 6
- 2. 船舶の救命設備等の見直し…………… 3 7
- 3. 航行安全情報の収集と発信…………… 3 7
- 4. 備讃瀬戸航路…………… 3 7
- 5. その他…………… 3 7

IV 調査広報事業

1. 海運の重要性をアピールする活動	38
2. 会員向け広報	39
3. セミナー等の開催	40
4. 海運等に関する統計資料・情報の収集と整理	40

V 海外事業

1. 欧州・北米地区事務局の活動	41
------------------	----

VI 関係団体支援事業

事業報告の附属明細書	43
------------	----

事業概況

平成 27(2015)年度の世界経済は、米国をはじめ先進国経済は緩やかな回復基調が続いたが、中国の景気減速や新興国経済は低迷した。他方、わが国においては、漸くデフレ状況からの脱却が進み、緩やかに回復基調が持続していたが、設備投資や個人消費等の内需には遅れがみられるとともに、中国の景気減速などの影響を受け、生産面でも弱さが現れはじめた。

わが国海運を取り巻く環境については、大型コンテナ船の竣工などにより、船腹の需給状況は依然として改善されず、ドライバルク部門だけではなくコンテナ部門も市況低迷が続いている。

このような状況下、当協会が平成 27(2015)年度に取り組んだ主要事業の概要は、以下のとおりである。

海運の重要性に関する認知度向上のための活動については、一般の方々に商船の公開を中心とした見学会等を各地で7、8月において集中的に行い、延べ約2,000名の参加があった。また、学校教育関連では、教育の基本方針である学習指導要領に海事産業の重要性を取り上げるよう、文部科学大臣へ要望するとともに、海事都市において、海事産業を授業で取り上げられるよう、活動を展開した。

『新外航海運政策』の早期実現に向けた提言」を平成 27(2015)年7月に取りまとめ関係方面への周知活動を行った。また、海運税制については、平成 28(2016)年3月末に期限を迎える「国際船舶に係る登録免許税の特例措置」の改善・延長を重点要望として関係各方面に働きかけた結果、「平成 28 年度税制改正大綱」において、ほぼ要望通り2年の延長と対象船舶の拡充が認められた。

人材確保については、船員教育機関と連携し、優秀な日本人船員(海技者)の確保に向けた進学ガイダンスの開催や情報交換会等を実施した。他方、外国人船員の資格承認制度については、機関承認制度の対象校拡充に向け、会員会社から要望のあったロシアの船員養成機関の事前調査を実施した。

内航海運分野においても、若年船員の確保・育成の観点から、水産系高校や海上技術学校と内航船社との懇談会を引き続いて開催するなど、内航船員不足問題への対応に協力した。

水先問題については、平成 27(2015)年4月に国土交通省が当協会の申し入れを受けて水先人の人材確保・育成等に関する検討会を設置し、検討を続けている。

海賊問題については、地域別発生件数では東南アジア、特にインドネシアでの発生が顕著であった。また、ギニア湾を含む西アフリカ全体では件数が減少したものの、依然として凶悪な

海賊事案が発生している。ソマリア沖・アデン湾・紅海では日本を含む各国の海賊対処行動等の効果もあり、海賊事件の報告はなかった。しかしながら、不審船情報は絶えず報告され、ソマリアを含むアデン湾周辺国の情勢は依然不安定なため、海賊の潜在的脅威は続いている。

マラッカ・シンガポール海峡においては、同海峡を通峡する船舶の増加および大型化が続いていることから、当協会は安全航行のための4提案を取り纏め、うち2提案を平成27(2015)年10月に開催された沿岸国政府間技術専門家会合(TTEG)に提案し、検討を進めることが承認された。

国際海運における地球温暖化対策については、IMO(国際海事機関)において、個船からのCO₂排出量を把握するための燃費報告制度(MRV)の導入に向けた検討が進められたため、国土交通省と密接に連携・協調して対応した。

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)における長期資金問題については、関係省庁、経団連等と協議したところ、平成27(2015)年12月の第21回締約国会議(COP21)では、国際運輸からの長期資金拠出に言及するような結論にはならなかった。

バラスト水排出規制問題については、平成16(2004)年にバラスト水管理条約が採択され、わが国は平成26(2014)年10月に批准した。同条約は、発効が目前に迫っていることから、当協会は、同条約発効後の船舶運航に支障が生じないように、国土交通省や関係団体と密接に連携・協調して対応した。

スエズ・パナマ運河通航料問題については、一方的、かつ不透明な通航料引き上げの抑止と、両運河における安全かつ効率的な通航環境確保のため、国際海事団体と連携して両運河庁にユーザーとの定期対話を行うよう働きかけてきた。その結果、スエズ運河においては、平成27(2015)年7月に国際海運会議所(ICS)事務局長を団長とする同団体代表団と同運河庁長官他との面談がエジプトで実現した。パナマ運河については平成27(2015)年4月に同運河庁長官と当協会代表が面談し、新運河開通に関連した新通航料体系・料金に、当協会を含む海運業界の意見を反映するよう求めた結果、同体系・料金は海運業界の意見を一定程度勘案した内容となった。

その他、わが国海運の競争力強化問題や国際問題、法務保険問題、港湾問題、船員問題、船舶の安全確保、などに必要な対応を行った。

組 織 編

1. 会員の現状

当協会の会員会社は、前年度末の平成 27(2015)年 3 月 31 日現在 110 社で、年度中 12 社の入会および 4 社の退会があり、当年度末の平成 28(2016)年 3 月 31 日においては 118 社となった。

この所属地区別会員社数は、それぞれ次のとおりである。

所属地区	平 27. 3. 31	平 28. 3. 31
京 浜	74 社	75 社
阪 神	33 社	40 社
九 州	3 社	3 社
計	110 社	118 社

なお、平成 27(2015)年度中における会員会社の異動は次のとおりである。

区 分	年月日	会 社 名	所属地区
入 会	27. 4. 1	青 野 海 運	阪 神
入 会	27. 4. 1	恵 洋 汽 船	阪 神
入 会	27. 4. 1	洞 雲 汽 船	阪 神
入 会	27. 4. 1	山 本 汽 船	阪 神
退 会	27. 5. 31	キーマックスマリタイム	京 浜
入 会	27. 6. 1	安 保 商 店	京 浜
入 会	27. 6. 1	七 福 組	阪 神
入 会	27. 6. 1	東 都 海 運	京 浜
入 会	27. 6. 1	備 後 共 同 汽 船	阪 神
入 会	27. 6. 1	平 和 海 運	阪 神
入 会	27. 6. 1	山 丸 汽 船	阪 神
入 会	27. 6. 1	吉 屋 海 運	京 浜
退 会	27. 7. 31	日 豊 海 運	京 浜
入 会	27. 12. 1	東 栄 ジ ャ パ ン	阪 神

退	会	28. 2. 29	大	窯	汽	船	阪	神
退	会	28. 3. 31	芸	州	海	運	阪	神

また、会員会社より届出のあった船腹量は、平成 28(2016)年 1 月 1 日現在次のとおりとなっている。所有船および日本船用船については隻数ならびにトン数が増加した一方、外国船用船は隻数、トン数ともに減少した。

	所 有 船			外国船用船			日本船用船		
	平 27.1.1	平 28.1.1	増減	平 27.1.1	平 28.1.1	増減	平 27.1.1	平 28.1.1	増減
隻数	384	401	17	2,074	1,865	△209	687	690	3
総トン数(G/T)	12,030,404	12,432,690	402,286	95,598,962	88,734,567	△6,864,395	2,400,779	3,174,428	773,649
重量トン数(D/W)	21,930,221	22,421,959	491,738	149,932,700	138,350,956	△11,581,744	4,092,430	4,716,204	623,774

2. 第 68 回通常総会

当協会第 68 回通常総会は、平成 27(2015)年 6 月 17 日午後 1 時より、東京都千代田区平河町 2 丁目 6 番 4 号 海運ビル国際会議場において、会員 120 名中 108 名(本人 31 名、書面表決および委任 77 名)の出席を得て開催された。

総会は朝倉会長が議長となり、下記各号議案について審議を行い、いずれも原案どおり可決承認した。

- 第 1 号議案 平成 26 年度事業報告および決算
- 第 2 号議案 平成 27 年度事業計画および収支予算
- 第 3 号議案 決議
- 第 4 号議案 定款の変更
- 第 5 号議案 役員を選任

決議(第3号議案)

わが国海運企業の使命は、「安定的な海上輸送サービスの提供を通じて国民生活や産業活動を支え、ひいては世界経済の健全な発展に資すること」である。

しかしながら、外航海運は、世界単一市場の中、常に激しい国際競争裡にあり、諸外国の海運企業と伍していくためには、国際競争条件の均衡化が最低限必要であるが、わが国の制

度は諸外国と比べ見劣りしているという問題を抱え、また、内航海運は、近年、トラックドライバー不足がわが国の産業活動に影響を及ぼしつつある中、国内物流の担い手として一層期待されているが、従来から船舶・船員の深刻な高齢化の問題を抱えており、その使命を果たすことに支障を来す恐れがある。

わが国海運企業は上記のような問題を抱えているほか、中長期的にその使命を果たしていくには、将来の優秀な海事人材を確保することが極めて重要であり、そのためには海運の重要性に関する認知度向上のための広報活動を中心に積極的な活動の展開が必要である。

一方、船舶の安全運航の確保および環境に関する取り組みは海運企業にとり当然の責務であり、安全対策の拡充や海洋・地球環境の保全に努め、広く社会に貢献していく必要がある。

当協会は、わが国海運企業がこの課せられた使命を果たすことができるよう国内の関係者およびICS(国際海運会議所)、ASF(アジア船主フォーラム)等の国際海運団体と連携しつつ、以下項目の実現に努める。

記

1. 海運の重要性に関する認知度向上
2. 外航および内航海運を担う優秀な海事人材の確保
3. 外航海運の経営環境整備
 - 船舶の登録免許税の特例など海運税制の維持・改善
 - 必要な政策金融の確保
 - 国際競争条件の均衡化に資する新たな外航海運政策の構築
 - スエズ・パナマ運河通航料の不合理な引き上げの抑止
 - 外航船社間協定に対する独禁法適用除外制度の維持
4. 航行安全の確保と地球環境の保全
 - 水先諸問題への対応
 - ソマリア沖・アデン湾等諸海域における海賊問題への対応
 - マラッカ・シンガポール海峡航行安全確保に向けた対応
 - 国際海運における地球温暖化対策およびバラスト水管理条約問題への意見反映
5. 内航海運の経営環境整備
 - カボタージュ制度の堅持

- 老朽船の代替建造の促進
- 内航海運へのモーダルシフトの促進

以上決議する。

3. 役員等の選任

(1)第 68 回通常総会

当協会の役員任期は就任2カ年目の通常総会の日までとなっており、本年度がその改選期にあたるため、平成 27(2015)年 6 月 17 日開催の第 68 回通常総会において以下の役員を選任等を行い、各氏は同日付で就任した。

①理事・監事の選任

理事(30名)

旭タンカー	取締役社長	児 玉 英 男	
イースタン・カーライナー	取締役社長	吉 田 勝	
飯野海運	取締役社長	関 根 知 之	
出光タンカー	取締役社長	飯 島 大	(6/26 付・新)
乾汽船	取締役社長	乾 康 之	
NS ユナイテッド海運	取締役社長	小 島 徹	
NYK バルク・プロジェクト貨物輸送	取締役社長	諸 岡 正 道	
川崎汽船	取締役社長	村 上 英 三	
川崎近海汽船	取締役社長	石 井 繁 礼	
共栄タンカー	取締役社長	林 田 一 男	
栗林商船	取締役社長	栗 林 宏 吉	
国際船員労務協会	会長	佐々木 真 己	
商船三井	取締役社長	池 田 潤一郎	(6/23 付・新)
商船三井近海	取締役社長	安 達 士 郎	
J X オーシャン	取締役社長	小 林 道 康	
瀬野汽船	取締役社長	瀬 野 洋一郎	
太洋日本汽船	取締役社長	安 居 尚	
田渕海運	取締役社長	田 渕 訓 生	
鶴丸海運	取締役社長	鶴 丸 俊 輔	

東都海運	取締役社長	小比加 恒 久	(6/19 付・新)
日本郵船	取締役会長	工 藤 泰 三	
八馬汽船	取締役社長	伊 藤 隆 夫	(6/19 付・新)
三菱鉱石輸送	取締役社長	中 村 浩 之	(新)
明治海運	取締役社長	内 田 和 也	
日本船主協会	常勤副会長	小 田 和 之	(新)
日本船主協会	理事長	小 野 芳 清	
日本船主協会	常務理事	保 坂 均	
日本船主協会	常務理事	田 中 初 穂	
日本船主協会	常務理事	石 川 尚	(新)
日本船主協会	常務理事	田 中 俊 弘	(7/1 付・新)

監事(3名)

旭海運	取締役社長	田 邊 典 夫
玉井商船	取締役社長	佐 野 展 雄
東興海運	取締役社長	井 高 英 輔 (新)

②会長・副会長の選定

会 長	日 本 郵 船	取締役会長	工 藤 泰 三(新)
副会長	商 船 三 井	取締役社長(予定)	池田 潤一郎(6/23 付・新)
同	川 崎 汽 船	取締役社長	村 上 英 三(新)
同	J X オ ー シ ャ ン	取締役社長	小 林 道 康
同	東 都 海 運	取締役社長	小比加 恒久(6/19 付・新)
同	国際船員労務協会	会 長	佐々木 真己
同(常勤)	日 本 船 主 協 会	常勤副会長	小 田 和 之(新)

(2)臨時理事会

当協会は、平成 27 (2015) 年 6 月 17 日の通常総会後の臨時理事会において（一部理事については就任後の書面審議により）以下の役員を選定等を行い、各氏は同日付で就任した。

①理事長および常務理事の選定

理 事 長	小 野 芳 清
常 務 理 事	保 坂 均
常 務 理 事	田 中 初 穂
常 務 理 事	石 川 尚 (新)
常 務 理 事	田 中 俊 弘 (7/1 付・新)

②代表理事および業務執行理事の選定

代表理事（5名）

会長	日本郵船	取締役会長	工藤泰三
副会長	商船三井	取締役社長(予定)	池田潤一郎(6/23付・新)
同	川崎汽船	取締役社長	村上英三(新)
同	日本船主協会		小田和之(新)
理事長	日本船主協会		小野芳清

業務執行理事（4名）

常務理事	日本船主協会	保坂均
同	日本船主協会	田中初穂
同	日本船主協会	石川尚(新)
同	日本船主協会	田中俊弘(7/1付・新)

③常任委員の委嘱

飯野海運	取締役社長	関根知之
NS ユナイテッド海運	取締役社長	小島徹
NYK バルク・プロジェクト貨物輸送	取締役社長	諸岡正道
川崎汽船	取締役社長	村上英三
栗林商船	取締役社長	栗林宏吉
国際船員労務協会	会長	佐々木真己
商船三井	取締役社長(予定)	池田潤一郎(6/23付)
JX オーション	取締役社長	小林道康
東都海運	取締役社長	小比加恒久(6/19付)
日本郵船	取締役会長	工藤泰三
日本船主協会	常勤副会長	小田和之
日本船主協会	理事長	小野芳清

④審議員の委嘱

京浜地区選出（14名）

NS ユナイテッド内航海運	取締役社長	濱田実
神原汽船	取締役社長	原宏達
関西ライオン	取締役社長	神澤文雄
近海郵船	取締役社長	福野哲一
三洋海運	取締役社長	野崎孝幸
商船三井オーシャンエキスパート	取締役社長	三木弘樹
昭和日夕ン	取締役社長	葛西健
		筒井

関太第大鶴東日	兵平一見東産	海洋タン東サン海産	運汽カマリ商用船	取締役社長	取締役社長	取締役社長	取締役社長	取締役社長	取締役社長	関檜金中馬伊大	岡田部越川江	駿孝雅由正重明	也武士郎文夫生
阪神地区選出 (7名)													
大神佐佐菅東プ	阪戸藤藤原慶	船船國汽汽海	船舶船船船運	取締役社長	代表取締役社長	代表取締役社長	代表取締役社長	取締役社長	取締役社長	小原佐佐菅長	谷田藤藤原	盛公國博	雄正夫臣文(新)
九州地区選出 (1名)													
宇部興産海運				取締役社長						今澄敏夫			

⑤顧問の委嘱

定款第 42 条により、前会長 川崎汽船 朝倉次郎氏、前副会長 上野トランステック 上野孝氏の推薦があり、これを了承し、同氏に委嘱することとした。

4. 役員等の異動

会員会社の届け出代表者変更等による平成 27(2015)年度中の役員等の異動状況は次のとおりである。

(1)理事

就任 27. 4. 15 川崎汽船 取締役社長 村上英三

(2)常任委員

就任 27. 4. 1 川崎汽船 取締役社長 村上英三

(3)審議員

辞任 27. 6. 25 NSユニテッド内航海運 取締役社長 濱田実

就任 27. 10. 2 NSユニテッド内航海運 取締役社長 高木一美

辞任 27. 6. 29 プリンス海運 取締役会長 長手裕樹

就任 27. 12. 1 プリンス海運 取締役社長 長手裕輔

5. 委員長の委嘱等

(1) 委員長の委嘱

常設委員会および特別委員会規程第4条により、委員長は理事会の推薦により会長が委嘱することとなっており、平成27(2015)年6月17日開催の臨時理事会において、会長が下記の各氏を同日付で委嘱した。

【常設委員会委員長】

政策委員会	商船三井	取締役社長	池田潤一郎(6/23付・新)
労政委員会	川崎汽船	取締役社長	村上英三(新)
海上安全委員会	飯野海運	取締役社長	関根知之
環境委員会	JXオーシャン	取締役社長	小林道康
内航委員会	栗林商船	取締役社長	栗林宏吉
港湾委員会	日本船主協会	常勤副会長	小田和之(新)

(2) 地区船主会議長の選任

地区船主会議長は、地区船主会規程第5条により理事会において理事の中から選任することとなっており、平成27(2015)年6月17日開催の臨時理事会において、次の各氏を選任し、各氏は同日付でそれぞれ就任した。

京浜地区船主会議長	NSユナイテッド海運	取締役社長	小 畠 徹
阪神地区船主会議長	八馬汽船	取締役社長	伊藤隆夫(6/19付・新)
九州地区船主会議長	鶴丸海運	取締役社長	鶴丸俊輔

(3) 審議員会議長の選定

審議員会議長および副議長については、平成28(2016)年2月16日開催の第4回審議員会において下記のとおり選定し、各氏は同日付でそれぞれ就任した。

議長	太平洋汽船	取締役社長	檜岡孝武(新)
副議長	神戸船舶	代表取締役	原田正(新)

6. 支援事業特別委員会の廃止

平成26(2014)年3月26日の第656回定例理事会において設置した「支援事業特別委員

会」は、同委員会の検討結果として「海運産業界の今後の広報戦略」を取りまとめるとともに、当協会が支援する各団体の事業をより効果的なものとするための意見反映に向けた対応を確認したため、平成 27(2015)年 6 月 17 日臨時理事会において廃止された。

7. 諸会議開催状況.

(1) 理事会

平成 27(2015)年度中に開催した理事会での議案および報告事項は以下のとおりである。

(5 回開催)

○第 662 定例理事会(平成 27 年 5 月 27 日)

議案

1. 会員異動
2. 第 68 回通常総会付議議案
3. 平成 27・28 年度審議員の割当数
4. 理事および監事候補者の推薦に関する規程の改正
5. 寄付案件(洋上救急制度創設 30 周年記念事業)
6. 委員長・部会長報告
 - ・政策委員会(平成 28 年度税制改正関連／新たな外航海運政策の構築に向けた取り組み／商法(運送・海商関係)改正への対応／船主責任制限法の一部改正／スエズ・パナマ運河通航料問題／第 24 回アジア船主フォーラム(ASF)総会
 - ・海上安全委員会(海賊事案の現状)
 - ・環境委員会(IMO 第 68 回海洋環境保護委員会(MEPC68)審議結果)
 - ・港湾委員会(水先問題)
7. その他(「第 20 回海の日特別行事」への拠出金／第 68 回通常総会への出席依頼／理事会等の定例開催日)

○臨時理事会(平成 27 年 6 月 17 日)

議案

1. 理事長および常務理事の選定
2. 代表理事および業務執行理事の選定
3. 常任委員の選定
4. 地区船主会議長の選任
5. 常設委員会委員長の委嘱
6. 審議員の委嘱
7. 顧問の委嘱
8. 支援事業特別委員会の検討結果および今後の対応
9. 新たな外航海運政策の構築に向けた取り組み

○第 663 回定例理事会(平成 27 年 9 月 29 日)

議案

1. 会員異動
2. ソマリア沖・アデン湾海賊対処行動部隊訪問にかかる予算
3. 委員長報告
 - ・政策委員会(平成 28 年度税制改正への対応／当協会と米国海事関係当局との面談／スエズ・パナマ運河通航料問題／ASF の予算および組織問題／ASF 各委員会への当協会代表／外航日本人船員(海技者)確保・育成スキームの状況／第 20 回「海の日」特別行事等の実施報告／学校教育関連への対応
 - ・労政委員会(人材確保タスクフォース中間報告)

- ・海上安全委員会(海賊事案の現状／マラッカ・シンガポール海峡航行安全対策)
- ・環境委員会(環境問題を巡る最近の状況)
- ・港湾委員会(水先問題)
- 3. その他(衛藤征士郎先生対談・座談集「海洋国家日本の新構築」出版の協力／) 叙勲・褒章受章者祝賀パーティー(中止報告)

○第 664 回定例理事会(平成 27 年 11 月 25 日)

議案

1. 会員異動
2. 会費関係
3. 当協会が取り組む課題の進捗状況
4. 平成 27 年度上半期経理報告
5. 委員長報告
 - ・政策委員会(平成 28 年度税制改正への対応／ASF の予算および組織問題)
 - ・労政委員会(組合全国大会の様子に関する報告／協議会(安全)イエメン寄港に関する確認／協議会(食料)船内食料に関して平成 27 年度参考金額および平成 28 年正月用潤食費改定について)
 - ・海上安全委員会(第 5 回ジブチ訪問団の派遣／海賊事件発生状況等)
 - ・環境委員会(UNFCCC COP21／SOx グローバルキャップ／シップリサイクル／バラスト水処理装置の特許に関する争議)
 - ・港湾委員会(水先問題)
6. その他(当協会職員の研修出向(案)／各地区船主会に準じた会合(今治開催)／平成 28 年度通常総会までの主な会議予定(案)／年末・年始の業務日程)

○第 665 回定例理事会(平成 28 年 1 月 28 日)

議案

1. 平成 28 年度予算編成方針
2. 退会会員保有の日本海運会館株式の買取り
3. 委員長報告
 - ・政策委員会(平成 28 年度税制改正の結果／商法(運送・海商関係)改正／イラン産原油輸送タンカー特措法／スエズ・パナマ運河通航料問題／船社間協定に対する独禁法適用除外制度／2016 年 ICS 総会の日本総会)
 - ・労政委員会(海上労働証書における DMLC パート 2 の記載内容の変更手続きの明確化／パナマ海技免状の電子申請化)
 - ・海上安全委員会(海賊発生状況等／海上安全セミナーの開催)
 - ・環境委員会(CO2 対策／バラスト水管理条約の動向等／シップリサイクルを巡る最近の動き)
 - ・港湾委員会(水先問題)
4. その他(3 月理事会当日の予定／各地区船主会に準じた会合(第 2 回トライアル:福山 H28.2.10)／『100 万人の「氷川丸ものがたり」上映を支援する会』への対応)

○第 666 回定例理事会(平成 28 年 3 月 23 日)

議案

1. 会員異動
2. 理事および常任委員補欠選任
3. 地区船主会 例会の運営について
4. マラッカ海峡協議会分担金拠出
5. 平成 28 年度事業計画および収支予算
6. 委員長報告
 - ・政策委員会(平成 29 年度税制改正／スエズ・パナマ運河通航料問題／外航日本人船員(海技者)確保・育成スキームの状況／海事クラスターシンポジウム(於 神戸)／海の日を中心とした海運イベントの実施／海事教育の推進)
 - ・労政委員会(人材確保タスクフォース年間報告／ILO 海上労働条約第 2 回特別三者委員会の結果)
 - ・海上安全委員会(海賊事案の現状)
 - ・環境委員会(環境問題を巡る最近の動向)
 - ・港湾委員会(水先問題)

7. その他(海賊対処活動に対する感謝の集い開催／第 667 回定例理事会(5/25)および第 69 回通常総会(6/15)当日の予定)

(2) 常任委員会

平成 27(2015)年度中に開催した常任委員会での議案および報告事項は以下のとおりである。(計 10 回開催)

○第 31 回常任委員会(平成 27 年 4 月 28 日) 議案

1. 平成 28 年度税制改正関連
2. 新たな外航海運政策の構築に向けた取り組み
3. スエズ・パナマ運河通航料問題
4. 海賊事案の現状
5. 環境問題を巡る最近の状況
6. 水先問題

○第 32 回常任委員会(平成 27 年 5 月 27 日) 第 662 回定例理事会との合同会議として開催

○第 33 回常任委員会(平成 27 年 7 月 22 日) 議案

1. スエズ・パナマ運河通航料問題
2. ASF の予算および組織問題
3. ASF 各委員会への当協会代表
4. わが国海運を紹介するパンフレットの見直し・改善
5. 環境問題を巡る最近の状況
6. 海賊事案の現状
7. 水先問題
8. 第 20 回「海の日」特別行事
9. 「海洋国家日本の新構築」出版について

○第 34 回常任委員会(平成 27 年 9 月 29 日) 第 663 回定例理事会との合同会議として開催

○第 35 回常任委員会(平成 27 年 10 月 28 日) 議案

1. 平成 28 年度税制改正への対応
2. ASF の予算および組織問題
3. マラッカ・シンガポール海峡の航行安全対策
4. 海賊事案の現状
5. 環境問題を巡る最近の状況
6. 当協会職員の研修出向

○第 36 回常任委員会(平成 27 年 11 月 25 日) 第 664 回定例理事会との合同会議として開催

○第 37 回常任委員会(平成 27 年 12 月 16 日) 議案

1. 平成 28 年度税制改正の結果
2. 船社間協定に対するわが国独禁法適用除外制度の見直し
3. 2016 年 ICS 総会の日本開催
4. UNFCCC COP21 の結果
5. バラスト水管理条約の動向
6. 中国における硫黄酸化物(SO_x)排出に関する規制(地域規制)
7. 海賊発生状況

8. (公財)琴平海洋会館への支援
9. その他(2015年 海運界重大ニュース)

○第38回常任委員会(平成28年1月28日)
第665回定例理事会との合同会議として開催

○第39回常任委員会(平成28年2月24日)
議案

1. 平成28年度事業計画および予算編成
2. 船社間協定に対する独禁法適用除外制度
3. スエズ・パナマ運河通航料問題
4. ILO海上労働条約第2回特別三者委員会の結果報告
5. 社船実習における航路制約の解除について
6. 海賊問題
7. マラッカ海峡協議会分担金拠出
8. 環境問題を巡る最近の動向
9. 水先問題
10. 支援事業関係
11. 「海の日」を中心とした海運イベント等の実施

○第40回常任委員会(平成28年3月23日)
第666回定例理事会との合同会議として開催

8. 地区船主会の状況

(1) 京浜地区船主会

[会 員 数] 75社(平成28(2016)年3月31日)

[議 長] NSユニテッド海運 取締役社長 小島 徹

[会議開催状況] 定時総会1回 定例会6回

定時総会を5月29日に開催し、京浜地区選出審議員を選出するとともに、平成26(2014)年度決算報告および平成27(2015)年度予算案等について審議・承認した。定例会においては、理事会における審議・報告事項を中心に当面する諸問題について対処方針を報告した。また、10月定例会では、「大国中国の行方」(講師:株式会社三井物産戦略研究所 国際情報部アジア・中国・大洋州室 研究フェロー 平塚眞二氏)と題する講演会を開催した。

(2) 阪神地区船主会

[会 員 数] 35社(うち準会員2社) (平成28(2016)年3月31日)

[議 長] 八馬汽船 取締役社長 伊藤 隆夫

[会議開催状況] 定時総会1回 定例会5回

定時総会を6月17日に開催し、阪神地区選出審議員を選出するとともに、平成26(2014)年度決算報告および平成27(2015)年度予算案等について審議・承認した。定例会においては、理事会における審議・報告事項を中心に当面する諸問題について意見交換を行った。

(3) 九州地区船主会

[会 員 数] 7社(うち準会員4社)(平成28(2016)年3月31日)

[議 長] 鶴丸海運 社長 鶴丸 俊輔

[会議開催状況] 定時総会1回 定例会5回

定時総会を5月31日に開催し、九州地区選出審議員を選出するとともに、平成26(2014)年度決算報告および平成27(2015)年度予算案等について審議・承認した。定例会においては、理事会における審議・報告事項を中心に当面する諸問題について意見交換を行った。

9. 常勤役職員に関する事項

	平成27.3.31	平成28.3.31	増 減
役員	5名	6名	+1名
職員	31名	31名	±0名

10. 収支および正味財産増減の状況ならびに財産の状態の推移

事業年度	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期
当期収入合計	1,288,971,301	1,199,170,425	1,524,290,710	1,121,012,583	1,373,875,214
当期支出合計	1,285,211,316	1,227,278,438	1,379,942,007	1,269,683,831	1,282,920,672
当期収支差額	3,759,985	△ 28,108,013	144,348,703	△ 148,671,248	90,954,542
前期繰越収支差額	166,967,718	170,727,703	142,619,690	286,968,393	138,297,145
次期繰越収支差額	170,727,703	142,619,690	286,968,393	138,297,145	229,251,687
資産合計	3,068,586,348	3,026,291,892	2,888,674,934	2,867,025,015	2,969,017,258
負債合計	525,577,331	510,303,874	428,319,614	495,370,919	488,832,274
正味財産	2,543,009,017	2,515,988,018	2,460,355,320	2,371,654,096	2,480,184,984

11. その他の活動

(1) 新年賀詞交換会の開催

当協会は、平成28(2016)年1月5日、海運ビル国際会議場において、新年賀詞交換会を開催した。来賓に石井国土交通大臣をはじめ国土交通省や関係官庁、経済団体の方々などを迎え、総勢約600名が参加した。

事業編

I 平成27年度の主要課題

1. 海運の重要性に関する認知度向上のための活動

わが国は、貿易物資の99%以上(重量ベース)を海上輸送に依存しており、海運は重要な産業である。しかし、一般的には海運の認知度は非常に低く、このままでは海運を支える国・地方レベルの各種政策の維持・拡充に支障をきたすこととなる。さらに将来の「海事人材の確保」への影響も懸念される。他方、平成27(2015)年は「海の日」が20回目を迎えた節目の年であり、また、各国持ち回りで開催される国際海事機関(IMO)世界海の日パラレルイベントがわが国で開催されることとなった。このような状況に鑑み、海運業界の認知度向上を目指し概要以下の活動を展開した。

政府、自治体、民間団体とともに「海でつながるプロジェクト」として参画し、青少年をはじめ広く一般の方々に商船の公開を中心とした見学会等を各地で7月から8月にかけて集中的に行い、延べ約2,000名の参加があった。この期間以外にも、港湾施設の見学会、練習帆船の船上見学会やシミュレータなどの体験などの機会提供に積極的に取り組んだ。

また、学校教育関係では、現在使用されている教科書において海事産業に関する記述が非常に少なく、授業で取り上げられにくいことから、そのベースとなる学習指導要領に海洋国家であるわが国にとっての海事産業の重要性について具体的な記述が加わるよう、平成27(2015)年9月8日に7団体が連名で文部科学大臣へ要望した。並行して、海事都市における地域の産業に関する教育の一環として、海事産業が授業で取り上げられるよう、各方面に働きかけ、資料の提供や実践事例の展開に努めた。

2. 新たな外航海運政策の構築に向けた取り組み

わが国外航海運産業を国家戦略産業と位置付け、わが国外航海運産業および日本商船隊の国際競争力強化を目的とする国家政策の必要性について理解を得るため、当協会は、日本海事センターや学識経験者等関係者の協力を得て、「『新外航海運政策』の早期実現に

向けた提言」を平成 27(2015)年 7 月に取りまとめ、関係方面への周知活動を行った。

3. 海運税制

平成 28(2016)年度税制改正について、当協会は、平成 27(2015)年度末に期限を迎える「国際船舶に係る登録免許税の特例措置」の改善・延長を重点要望とし、国際課税や一般企業税制についても経団連等の動向を踏まえて要望した。

昨年度に続き租税特別措置については、法人実効税率引き下げの議論に伴う抜本の見直しを取り沙汰される厳しい状況の中、財務省主税局と国交省海事局との折衝が続いたが、工藤会長による国会議員への陳情活動等を通じ海運税制の重要性を訴え続けたことが奏功し、平成 27(2015)年 12 月に閣議決定された「平成 28 年度税制改正の大綱」において「国際船舶に係る登録免許税の特例措置」については、ほぼ要望通り 2 年の延長と対象船舶の拡充が認められた。

4. 人材確保

(1)日本人船員(海技者)の確保に関する活動

人材確保タスクフォースおよび内航ワーキンググループが中心となり、船員教育機関とも連携しつつ、優秀な日本人船員(海技者)の確保に向けた広報活動等を行った。

具体的には、会員各社の協力の下中学生・保護者向けの 5 高専(商船学科)進学ガイダンスや、東京海洋大学(海洋工学部)および神戸大学(海事科学部)の学生向け講演会、本船見学会、オープンキャンパスへの協力、海技教育機構教員と内航船社の情報交換会、5 高専の教員と内航船社の情報交換会等を実施した。今回初の試みとして海技教育機構教員と学生を対象に、内航船社との勉強会を開催した。また、横浜市立中学校校長会研修会への協力や、都内中学校キャリア教育、愛媛県海運人材確保促進事業に協力するなど、精力的に活動した。

(2)外国人船員承認制度に関する活動

平成 22(2010)年度の国土交通省「成長戦略船員資格検討会」において取りまとめられた外国人船員承認制度の規制緩和措置に基づき、機関承認制度、E-Learning システムを活用した講習等が導入されることとなった。

平成 27(2015)年度における主な進捗状況は以下のとおりである。

①機関承認制度

機関承認制度は、国土交通省によって認定された海外の船員養成機関を卒業した者に対して承認試験を免除する制度であり、同省はこれまでフィリピン、インドおよび東欧3カ国(ブルガリア、ルーマニア、クロアチア)で確認を終えた船員養成機関を認定してきたが、平成27(2015)年度には会員会社から要望のあったロシアの養成機関の事前調査を実施した。

国名	船員養成機関
ロシア	Maritime State of University

②三級海技士(電子通信)失効再交付講習の開講

三級海技士(電子通信)の有効期限を切らした承認船員に対する失効再交付講習を平成27(2015)年5月に開催したフィリピンでの民間審査から開講した。

5. 水先問題

(1)水先関連課題に関する懇談会

平成27(2015)年4月、国土交通省は当協会の申し入れを受けて水先人人材確保・育成等検討会を設置し、水先人の人材確保、安全対策を含む水先に関する全て項目について、これまで5回に亘って検討を行った。

同検討会では、短期的対策と中長期的対策に分けて検討を行い、平成28(2016)年3月開催の第5回検討会において先ずは中小水先区の後継者確保対策、水先人会の会則の実効性強化等含む短期的対策等について中間とりまとめを行った。

当協会は、安全な水先サービスが長期・安定的に提供されるようユーザーの立場から意見反映を行った。

今後、6月には中長期対策である水先人の責任制限、水先引受主体の法人化などを含む最終とりまとめを行うこととしている。

(2)横浜川崎区の強制水先対象船舶に関する検討会

港湾管理者等から横浜川崎区の強制水先対象船のトン数(現行3,000総トン)の引き上げに関する要望を受けて、平成26(2014)年に国土交通省が検討会を設置し、その審議結果を受けて、横浜区の強制水先緩和(水先対象トン数を1万総トンに引き上げ)が決定され、平成27(2015)年8月から施行された。

また、平成28(2016)3月には、同検討会にて川崎区の検討が開始された。

当協会は検討会にユーザーの立場から参加し、当該水域の実情に即した安全面の検証及び規制緩和時の安全対策の確保を強く訴えた。

6. ソマリア沖・アデン湾諸海域における海賊問題

平成 27(2015)年の全世界における海賊事件は、前年(245 件)から略同数の 246 件が報告され、横ばいとなった。地域別にみると、1 位インドネシア(108 件)、2 位ベトナム(27 件)、3 位ナイジェリア(14 件)となった。ギニア湾を含む西アフリカ全体では 32 件が発生し、前年の 41 件と比べて減少となり、ソマリア沖・アデン湾・紅海では海賊事件の報告はなかった。

国際商工会議所(ICC) 国際海事局(IMB)によれば、平成 27(2015)年に発生した 15 件のハイジャック事件のうち、13 件はインドネシア、マレーシア海域で発生しているが、貨物油や本船の金品目的が主であり、人質による身代金目的のハイジャック事件は発生していない。ギニア湾を含む西アフリカでは、海賊件数に増加傾向はみられないものの、ハイジャック事件が 2 件発生し、10 人が人質として誘拐され、人質とは別に 1 人の殺害が報告されている。ソマリア海賊による事件に関しては、各国政府による海賊対処活動に加え、ベストマネジメントプラクティス(BMP)の徹底など各商船による海賊対策の強化、民間武装ガードの採用等による抑止力の効果により、発生なしの結果に至ったと考えられている。

しかしながら、不審船情報が絶えず報告されている事やソマリアを含むアデン湾周辺国の情勢が依然として不安定な状態にあることなどから、海賊の潜在的な脅威は依然として大きいとの見方が強い。したがって、各国海軍による海賊対処活動が継続されるとともに商船による警戒を継続することが不可欠である。当協会は自衛隊の護衛艦が同海域へ継続的に派遣されるよう引き続き働きかけている。

7. マラッカ・シンガポール海峡航行安全対策

マラッカ・シンガポール海峡(マ・シ海峡)においては、国際協力の枠組み(協力メカニズム)の下、平成 20(2008)年 4 月に航行援助施設基金が創設され、10 か年の事業計画(2009 年-2018 年)に基づき航行援助施設整備事業を実施している。

当協会は約 40 年にわたり、石油連盟、日本損害保険協会等の国内関係団体とともに、マラッカ海峡協議会を通じ同海峡の航行援助施設維持管理事業を支援しており、同海峡の航行安全の重要性に鑑み、引き続き資金拠出を行った。一方、施設維持管理費用に対する沿岸

国の自己負担増額により、基金の支出額は大幅に減額され、結果として基金の残高は増えている。当協会は、同協議会を通じ基金の有効活用も含めた今後のあり方を検討するよう求めている。

また、マ・シ海峡を通峡する船舶の増加および大型化により、同海峡が一層輻輳化していることから、当協会は安全航行に資する4提案を取り纏め、うち2提案を平成27(2015)年10月に開催された沿岸国政府間技術専門家会合(TTEG)へ申し入れた結果、検討を進めることが承認された。近い将来にIMOへ提案することを視野に入れ、平成28(2016)年度の秋頃に開催予定のTTEGを目標に、コンサルタントを起用して交通モデルシミュレーションによる評価の取り纏めを進めている。

8. 国際海運における地球温暖化・海洋汚染防止対策

(1) 地球温暖化対策

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の京都議定書において、国際海運からの温室効果ガス(GHG)排出抑制策は国際海事機関(IMO)において検討することとされており、IMOでは、その対策として技術的手法に引き続き、経済的手法(MBM)の検討を行っている。

MBMについては議論の進展が見られていなかったが、平成26(2014)年3月末に開催されたMEPC66より燃費報告制度(MRV; Monitoring, Reporting and Verification)に関する検討が開始された。

わが国は、多数の日本船社が船舶エネルギー効率管理計画(SEEMP; Ship Energy Efficiency Management Plan)の一環として取り入れているエネルギー効率運航指標(EEOI; Energy Efficiency Operational Indicator)を準用した、船舶の効率改善をベースとした燃費評価指標が将来的に採用される様、各船より報告することとなる燃費関連の項目および当該データの秘匿に関する議論等に、国土交通省と密接に連携・協調して対応した。

また、UNFCCCにおける長期資金問題については、特定の業界に対して不合理な負担が課される事態を避けるため、国土交通省をはじめ関係省庁や経団連の理解を得て、平成27(2015)年12月のUNFCCC第21回締約国会議(COP21)での検討に対応した。その結果、COP21では国際運輸からの長期資金拠出に言及するような結論とはならなかった。

(2) 海洋汚染防止対策(バラスト水排出規制問題)

平成16(2004)年に採択されたバラスト水管理条約は、締約国が30か国以上、商船船腹量の合計が総トン数で世界の35%を超えた日から12か月後に発効する。本年度は5か国が同

条約を批准し、その他幾つかの国が批准手続きを開始しているが、現時点では発効条件を満たしていない(平成 28(2016)年 3 月末現在、批准国 49 ヶ国、合計船腹量 34.82%)。

国際海事機関(IMO)では、平成 27(2015)年 5 月の第 68 回海洋環境保護委員会(MEPC68)において前回の委員会で合意された、バラスト水処理設備の試験方法(G8)強化に係る審議およびバラスト水管理条約の施行に向けて解決すべき課題の検討が行われ、平成 28 年(2016)年 4 月の次回委員会に向けて、通信部会による審議を継続する事が合意された。当協会では、IMO 会議出席を含む国内外の検討に参画し、同条約発効後に、船舶の運航に支障が生じないよう対応した。

9. スエズ・パナマ運河

(1) スエズ運河

一方的、かつ不透明な通航料引き上げの抑止と、スエズ運河における安全かつ効率的な通航環境確保のため、当協会はかねてより国際海運会議所(ICS)やアジア船主フォーラム(ASF)と連携してスエズ運河庁(SCA)に対し、運河ユーザーとの定期対話の場を設けるよう働きかけてきた。同働きかけが実り、平成 27(2015)年 7 月 29 日に ICS 事務局長を団長とする国際海事団体代表团(含 当協会代表)と SCA 長官他との面談がエジプトで実現した。面談では、SCA 側から同年 8 月 6 日開通の新運河に係る通航規則関連の情報が初めて提供された他、海運業界と定期的に対話を持つことに前向きな意向が示された。

その他、当協会は新運河建設が既存航路の安全通航に支障を来すことのないよう注視および関連情報の収集に努め、また、SCA との関係構築に向け、先方の招請に応じ、SCA が平成 28(2016)年 2 月にカイロで開催した運河の現状や今後の見通し等に関するカンファレンスに代表を派遣した他、駐日エジプト大使および参事官と面談し、当協会のスエズ運河通航料政策に関する考え方や SCA と海運業界の定期対話の重要性につき理解を求めるとともに、SCA への伝達を要請した。

(2) パナマ運河

平成 27(2015)年 4 月 8 日、来日中のパナマ運河庁(ACP)長官と当協会代表が面談し、パナマ運河新閘門の商業運用開始後に適用される新通航料体系・料金に、当協会を含む海運業界の意見を反映するよう求めた。その後、同月末には同体系・料金の最終版が発表され、海運業界の意見を一定程度は勘案したと言える内容となった。

近年、当協会は ACP と一定の対話を実施しているものの、制度的な定期対話を構築するに

は至っていないことから、4月8日のACP長官との面談で改めて直接、同構築を要請した他、平成28(2016)年1月13日のパナマ外務副大臣との面談でも同構築に理解を求めた。

なお、新開門は平成28(2016)年4月に商業運用開始とされていたが、新開門の亀裂発生で完工に遅延が生じてきたことから、開通が後ろ倒しになるとされていた。当協会は都度、ACPやパナマ政府関係者に対し、早期に具体的かつ最終的な商業運用開始時期を明示するよう求めてきたところ、ACPは最終的には同年3月23日付で、6月26日に開通式典を行い、翌27日から本格的な商業運用を開始する旨を発表した。

II 海運振興事業

1 わが国海運の競争力強化

1. 国際会計基準(IFRS)

平成25(2013)年5月に公表された国際会計基準(IFRS)の新リース会計の再公開草案について、国際会計基準審議会(IASB)は、平成27(2015)年3月に実質的な審議を終了し、平成28(2016)年1月に新基準(IFRS第16号「リース」)を公表した。新基準の適用日は平成31(2019)年1月(平成30(2018)年1月からの早期適用可)とされている。当協会は、IASBの日本人理事や企業会計基準委員会(ASBJ)との面談等を通じて新基準策定の動向を注視した。

また、平成26(2014)年5月にIASBと米国財務会計基準審議会(FASB)より新たな基準が公表されている収益認識基準については、平成28(2016)年2月にASBJが、収益認識基準の日本基準への取込(コンバージェンス)について意見公募を開始したため、当協会はIFRS勉強会において海運業界への影響を精査しつつ意見提出に向け検討を開始した。

2. 海運に係る諸規制の緩和

当協会は、政府の規制緩和推進計画が開始された平成7(1995)年より、会員から寄せられた海運関係の規制改革要望を行っており、これまで一定の成果を挙げている。平成25(2013)年1月、政府が新たに「規制改革会議」を設置したため、当協会は、その動向を注視するとともに、会員ニーズを確認する等の対応をした。

日本籍船に係る規制緩和については、平成 22(2010)年 5 月に海事局内に設置された「競争力ある日本籍船増加のための規制改革検討プロジェクトチーム(PT)」と当協会との間において検討を進めており、平成 27(2015)年度においても一定の進展が見られた。

3. 政策金融の確保

政策系金融機関の改革の一環として、平成 20(2008)年 10 月、日本政策投資銀行(以下、「政投銀」)の民営化(株式会社化)以降、船舶建造のための政策金融は他のいわゆるインフラ整備等への政策金融と同様、措置されていない。また、政府は平成 26(2014)年度末を目途として政投銀の組織の在り方等を見直すこととしていたが、平成 27(2015)年 1 月に財務・経済産業両省は、政投銀の民営化について、完全民営化の時期は示さずに、一定の政府出資を維持する方針を発表した。

当協会は、政策金融は船舶ファイナンスの重要なメニューの1つとなり得ることから、政策金融に関する動きがある場合に迅速に対応できるよう、本件に関し鋭意情報収集に努め、機会を捉えてその必要性を訴えた。

4. 外航船社間協定に対する独禁法適用除外制度

外航船社間協定に対する独禁法適用除外制度の維持を基本方針とし、以下のとおり活動した。

(1) 日本

平成 22(2011)年度の国土交通省(国交省)と公正取引委員会(公取委)との協議の結果、船社間協定に対するわが国の独禁法適用除外制度のあり方については、平成 27(2015)年度中に再検討を行うこととなっていた。このため、国交省は平成 27 年(2015)年 10 月より、日本海事センター主催の海運経済問題委員会(委員長:杉山 武彦 一般財団法人運輸政策研究機構副会長・運輸政策研究所所長)を利用して再検討作業を開始した。

同委員会には国交省海事局外航課、学識経験者、荷主代表および当協会が参画、平成 27 年(2015)年 10 月から平成 28(2016)年 1 月までに計 3 回の委員会が開催され、「現行制度維持が適切」とする再検討報告書が取り纏められた。当協会は委員会の議論において、現行適用除外制度維持に向けた意見反映に努めた。

他方、公取委は、平成 27(2015)年 4 月以降、当協会を含む国内外の海運業界および荷主業界関係者への実態調査や適用除外制度に係るヒアリングを実施、平成 28(2016)年 2 月 4

日にはそれらの結果に基づき、「外航海運に係る独禁法適用除外制度を維持すべき理由は存在しないものと考えられる」との結論を含む独自の検討報告書を公表した。当協会は公取委のヒアリングに対し、現行適用除外制度維持の必要性につき理解を求めた。

平成 27(2015)年度の再検討の最終的な結論を出すべく、国交省と公取委は協議を実施しているが、平成 28(2016)年 3 月末日時点ではまだ協議は終了していない。当協会は現行制度の維持に向け、国交省を支援している。

(2) シンガポール

船社間協定に対する同国競争法適用除外制度の有効期限は平成 27(2015)年 12 月末とされていたところ、同年 5 月、シンガポール競争当局(Competition Commission of Singapore)は、平成 32(2020)年末までの 5 年間、現行制度の延長を提案する報告書を発表し、これに対するパブリックコメントを求めたことから、当協会、国際海運会議所(ICS)、アジア船主フォーラム(ASF)はそれぞれ同提案を支持する旨の意見書を提出した。

その後、平成 27(2015)年 11 月末、船社間協定に対する適用除外制度は未だ国際標準的な法制度である等の理由により、同国の現行制度が平成 32(2020)年末まで 5 年間延長されることが決定した。

(3) 豪州

豪州政府は平成 25(2013)年 12 月に同国独禁法の全面的見直し実施を発表した。その後、平成 26(2014)年 9 月には同見直しに関する政府のワーキンググループ(WG)による中間報告書を発表し、パブリックコメントを求めたため、当協会、ICS、ASF 等関係海運団体はそれぞれ船社間協定に対する現行適用除外制度の維持を求める意見書を提出した。その後、同政府は、平成 27(2015)年 9 月までに最終判断を下すとの意向を示していたところ、同年 11 月には更なる検討を行うことを発表した。当協会は ICS 等と連携し、情報収集に努めた。

(4) インド

当協会も加盟する ASF 等の長年の働きかけの結果、平成 25 年(2013 年)12 月以降、インドでは 1 年間の暫定措置の更新を繰り返す形で船腹共有協定(VSA)への独禁法適用除外制度が導入されている。海運業界の働きかけにより、平成 28(2016)年 3 月には 3 回目の制度更新が発表された。一方、同国における協議協定(VDA)への適用除外制度の導入については、関係当局で引き続き検討することとされている。

(5) 香港

香港では平成 27(2015)年 12 月 14 日付で競争条例が施行されたが、同条例では VSA と VDA が禁止行為とされたため、香港定期船協会(HKLSA)は、それらを一括適用除外とするよ

う求める申請を提出した。その後、香港競争当局は本件に関するパブリックコメントを募集、当協会やICS、ASFは、HKLSAの要請もあり、平成28(2016)年3月にHKLSAの申請を支持する意見書をそれぞれ提出した。

2 国際問題

1. 内外関係機関等での活動

(1) アジア船主フォーラム(ASF)

① ASF 年次総会

平成27(2015)年5月19日に韓国・済州島で開催された第24回ASF総会には、当協会からは朝倉会長、工藤・武藤・小林・鈴木各副会長、関根理事他が参加した。

同総会の全体会議では、前回総会以降に開催された、5つの常設委員会(SHIPPING・エコノミクス・レビュー、シップリサイクリング、船員、航行安全・環境、船舶保険・法務)の活動内容について各委員長から報告があり、続いて行われたASF Shipping Forumでは他の国際海運団体も出席の下、海賊問題やスエズ・パナマ運河通航料問題、シップリサイクル問題等について率直かつ活発な意見交換が行われた。

当協会は、ASFがアジア船主の相互理解と信頼を深める場であり、また、アジア船主の共通認識を対外的に発信する上でも重要な場と位置付け、その活動に積極的に参加した。

② ASF SHIPPING・エコノミクス・レビュー委員会(SERC)

ASF SERC(委員長:村上副会長)は、平成28(2016)年3月4日に兵庫県・神戸市で第28回中間会合を開催した。会合では、世界経済の現状や各海運マーケットの状況の他、環境問題や独禁法適用除外問題などの海運業界が直面する主要課題について出席者が現状認識を共有するとともに、主要課題に関するASFの対応方針につき意見交換した。当協会は、同委員会委員長・事務局担当船協としてSERC会合の運営を行い、アジア船主の相互理解と信頼の増進に努めた。

③ ASF 加盟船協会長会議

ASF加盟船協会長会議は、平成27(2015)年5月18日に韓国・済州島で第17回会合、同年10月19日に中国・北京で第18回会合をそれぞれ開催した。

これらの会合では、主として平成25(2013)年12月のアセアン船主協会(FASA)のASF脱退表明から生じた、今後のASF体制や予算のあり方について議論され、その結果、平成

29(2017)年以降も ASF メンバーが応分の経費を分担することにより、常設事務局をシンガポールに維持していくこととなった。当協会は、ASF の活動を意義ある内容で継続していくには、常設事務局の維持が必要であるとの考えの下、既存メンバー8 船協により、従前会費負担の枠内で同事務局が維持されるよう対応した。

(2) その他内外関係機関

ICS、欧州共同体船主協会(ECSA)、国際商業会議所(ICC)、経済産業諮問委員会(BIAC)等の民間団体の活動に積極的に参加するとともに、国際海事機関(IMO)、国際労働機関(ILO)等の政府機関における海運関係事項の討議を注視し、必要に応じ当協会の意見反映に努めた。

また、国内においても、日本経済団体連合会(経団連)、日本商工会議所、ICC 日本委員会等の活動に積極的に参加した。

2. 諸外国規制の撤廃・緩和

当協会の国際幹事会は国交省海事局外航課との意見交換会を毎月実施し、その中で会員各社の諸外国における事業展開上障害となっている案件を共有し、日本政府と当該国の二国間協議や多国間会合の場で諸案件が取り上げられるよう努めた他、ICS や ASF と連携し、各障害案件の改善に向けた活動を行った。

3. 各国海運政策

米国については、同国連邦海事委員会(FMC)の動向や議会における海運関連法案の審議等の状況を注視した。また、EU については、国際海運会議所(ICS)や欧州共同体船主協会(ECSA)等を通じ、欧州委員会の動向に関する情報収集に努めた。

とりわけ、平成 27(2015)年度においては、平成 26(2014)年 12 月に成立した、米国産 LNG 輸出への米国籍船・米国人船員利用奨励に係る条項を含む法律に基づく具体的な施策検討状況の他、ロシア、インド、南アフリカで見られた自国籍船保護政策導入に向けた動きについて、わが国政府やICS 等と連携して注視するとともに、それらが当協会会員の健全な事業展開に悪影響を及ぼすことのないよう対応した。

3 法務保険問題

1. 商法(運送・海商関係)改正

平成 26(2014)年 4 月より法制審議会商法(運送・海商関係)部会において商法の現代化に向けた検討が開始され、約 2 年間におよぶ審議の結果、平成 28(2016)年 1 月 27 日に商法改正に関する要綱案が取りまとめられ、その後、2 月 12 日の法制審議会総会において要綱が決定し、法務大臣へ答申された。

当協会では同部会の審議にあたり、当協会関係者が委員として参画、定期傭船契約に関する規律の新設、危険物に関する荷送人の通知義務の新設など海上運送に係る関心事項を中心に海運業界の実務の観点から意見反映に努めたほか、会期中に実施された中間試案に対するパブリックコメント、船舶先取特権に関する部会ヒアリングおよび自民党法務部会ヒアリングに積極的に対応した。

また部会審議の終了を受け、同部会に当協会からの委員として参画いただいた池山明義弁護士(阿部・阪田法律事務所)を講師に迎え、今回の改正が実務にどのような影響を及ぼすかを観点とした説明会を 2 月 22 日に実施した。

2. 船主責任に関する条約

平成 27(2015)年 4 月に開催された IMO 法律委員会(LEG102)では、HNS 条約の発効促進を目的に設置されたコレスポnden スグループの活動期間を 1 年間延長することが了承された。また、洋上石油開発による汚染事故の責任と補償に関する国際条約策定の必要性が提起されたが、既に過去の審議で条約ではなく二国間協定/地域間協定の締結を支援するガイドライン案作成を推進することが決定されており提案は支持されなかった。この他、万国海法会(CMI)より提案のあった外国での船舶の裁判上の売買の承認に関する国際条約案に対しては、条約とするためには差し迫った必要性があること、提案は加盟国が行う必要があることが指摘された。その他、海上での難民救助については IMO としての対応が喫緊の課題であることが認識された。

当協会は、上記議題をはじめ IMO 法律委員会で審議される条約あるいはその改正案等への対応について、日本政府代表団の一員として同委員会に参画し、その進捗状況について情報収集に努めるとともに、国内の検討機関である日本海事センターIMO 法律問題委員会等

を通じて意見反映に努めた。

3. 油濁被害の補償制度

平成 27(2015)年 4 月、および 10 月に開催された国際油濁補償基金 (IOPC Fund) 会合においては、民事責任条約 (CLC) の「船舶の定義」の解釈について、第 7 作業部会を設置して議論を行ってきたところ、10 月の会合において、作業部会の議論を集約した Working Paper が了承され、実質的な審議が終了し、条約上船舶に当たるもの当たらないものの例示的なリストを作成し、不明確なものについては海上輸送チェーン (Maritime Transport Chain) の概念を用いてケースバイケースで判断することなどが了承された。

その他、Erika 号、Hebei Spirit 号をはじめとする油濁事故クレーム処理や平成 22(2010)年 HNS 条約の批准に向けた各国の対応、基金の運営全般に関する事項などが審議された。

当協会は、これら進捗状況について情報収集に努めるとともに、国内の検討機関である日本海事センターの油濁問題委員会等を通じて意見反映に努めた。

4. イラン産原油輸送タンカー特措法

EU の対イラン制裁でイラン産原油輸送に対する EU 域内の保険者による保険引き受けが禁止されるなか、わが国ではイラン産原油輸送を継続するため平成 24(2012)年に「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法」(特措法)を制定、政府が保険者に代わり補償を提供するスキームを実施している。同スキームを利用するにあたり輸送に携わる船社は交付金交付契約を政府と締結している。

政府スキームにおける補償上限額等は、国際的な水準である PI 保険国際グループ (IG) の再保険スキームにおける上限額を勘案して政省令で規定される。平成 28(2016)年度の政府補償スキームについて政府は IG 再保険スキームの変動を踏まえ、相当の額を反映した予算案を提出し、その後、3 月 22 日には施行に必要となる事項を定めた特措法施行令を改正する政令が閣議決定された。

なお、平成 27(2015)年 7 月 14 日にイランと関係国の間で核問題に関する包括的共同作業計画 (JCPOA) が合意され、平成 28(2016)年 1 月 17 日に国際原子力機関 (IAEA) がイランによる主要措置の履行を承認したことを受け、欧米による経済制裁の多くが解除されることとなったが、IG 再保険スキームが通常に機能するかは不透明な状況にある。

4 港湾問題

1. 国際コンテナ戦略港湾政策

国土交通省港湾局の「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会(座長:同省副大臣)」は、平成 26(2014)年 1 月、国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速に向け、集貨、創貨および競争力強化の個別施策(3 本柱)等を含む報告書を取りまとめている。

本年度は、京浜港において経営統合が予定されていたが、統合に向けて3港の港湾管理者間の調整がつかず、平成 28(2016)年 1 月に横浜港・川崎港の2港で先行して横浜川崎国際港湾(株)が設立し、同年3月に港湾運営会社の指定及び国出資がなされた。平成 28(2016)年度は、阪神港に引き続き、京浜港においても港湾運営会社が本格的に発足することとなる。当協会は、港湾運営会社の取組の進捗状況について国土交通省港湾局などから情報に努めた。

2. コンテナ保安・安全対策

(1) 日本版 24 時間ルールへの対応

平成 26(2014)年 3 月より実施されている「日本版 24 時間ルール(海上コンテナ貨物に係わる出港前報告制度)」に関し、当協会は、導入時点で現場サイド(本船、ターミナル、荷主、通関業者等)に同ルールが十分浸透していないことに鑑み、財務省関税局に対して弾力的な運用を求めている。

その後、運用が開始されて1年以上が経過しても、特に外地のNVOCCに本ルールが十分に周知されていなかったため、船社サイドに適切なB/L情報が提供されず、現場サイドに大きな混乱が生じた。

このため、当協会は関税局に対し現場が混乱し貿易手続上の遅延が生じないよう外地のNVOCCに対して本制度の周知・徹底を図るように要望するとともに、同ルールの懸念点についての改善を求めた。

(2) 国際海上コンテナの陸上輸送の安全対策

国際海上コンテナの陸上運送における安全確保を図るため、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」および「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」が策定され、平成 25(2013)年 8 月から運用開始されている。

本年度も引き続き平成 28(2016)年 3 月に国土交通省自動車局等主催の「国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議」が開催され、最近のコンテナ横転事故等の発生状況等について報告が行われるとともに、同ガイドラインおよびマニュアルを踏まえた事故軽減に向けての関係者の活動などについての報告が行われた。

当協会は、船社に金銭面および業務面で負担がかからないよう、また、ターミナル業務に支障をきたさないよう注視するとともに意見反映に努めた。

3. NACCS(航空及び海上貨物の輸出入等関連手続きシステム)更改貿易手続きの改革

当協会は、平成 29(2017)年 10 月に貿易諸手続きに係る所管省庁の横断的なシングルウインドウとなる通関情報システム(第 6 次 NACCS 更改)の具体的な運用に関し、官民の関係諸会議に参画し、船社にとり利便性の高いシステムとなるよう鋭意意見反映に努めた。

4. 港湾整備関係等

平成 27(2015)年度内に交通政策審議会港湾分科会が 3 回開催され(第 60～62 回)、主として全国の港湾計画について報告および審議がなされた。第 60 回では、平成 27(2015)年度特定港湾施設整備事業基本計画案について審議が行われ了承されるとともに、石狩湾新港の港湾計画の改訂等について審議された。第 61 回では、名古屋港の港湾計画の改訂等について審議された。第 62 回では、博多港及び細島港の港湾計画の改定等について審議され、国際バルク戦略港湾における取り組み状況の報告があった。

当協会はこれら分科会に出席し、鋭意意見反映に努めた。

5 内航海運問題

1. 内航船員不足問題

当協会は毎年、若年船員の確保・育成の観点から、内航船員の出身者が多い九州地区において、内航船社で構成する九州地区船員対策連絡協議会との共催により、同地域の水産系高校、海上技術学校と内航船社との「人材確保・育成に関する懇談会」を開催しており、本

年度も、平成 27(2015)年 7 月、福岡市にて開催した。同懇談会では、各教育機関からの卒業生の海上への就職状況、海運事業者の新卒船員の採用状況、ならびに海上技術学校と水産系高等学校の生徒を対象とした船員職業意識調査の結果等について報告後、人材確保育成に関する活発な意見交換が行われた。

2. 関係団体等との協調

当協会は、内航海運関係の平成 28(2016)年度税制改正要望や、高齢化が進む内航船員の安定的確保、老朽化が著しい内航船舶の代替建造の促進、カボタージュ制度の堅持などの諸課題について、海事振興連盟や内航海運組合総連合会と協調し、意見反映に向けた活動を行った。

なお、内航海運暫定措置事業については、平成 28(2016)年度以降の暫定措置事業具体的な運用細目の決定により、平成 36(2024)年度を目途とする暫定措置事業の終結に向けた環境が整備された。

Ⅲ 安全環境・船員事業

1 船員問題

1. ILO海上労働条約

平成 28(2016)年 2 月に開催された第 2 回 ILO 特別 3 者委員会において、当協会は、海上労働証書の更新検査が終了した場合、海上労働証書の有効性を有効期間満了日から 5 か月間延長できるようにするため、国際海運会議所(ICS)を通して条約改正案を提出し、全会一致で採択された。これにより、更新検査が終了したあと、既存の海上労働証書の有効期間内に新証書を受け取ることができない場合は、新証書を受け取るまで最長 5 ヶ月間の海上労働証書の有効性が認められることとなる。(改正条約発効後)

2. 改正STCW条約

平成 22(2010)年 6 月末に採択された、船員の訓練および資格証明ならびに当直の基準に関する改正国際条約(改正 STCW 条約)では新たな資格要件が追加された他、船員の能力および船員への教育・訓練等に関する改正がなされた。

改正 STCW 条約は平成 24(2012)年 1 月に発効、国土交通省は同年 1 月 1 日付で船員法施行規則等を、平成 26(2014)年 4 月 1 日付で船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則等の関係規定を改正した。

なお、平成 27(2015)年 2 月の IMO 第 3 回人的因子訓練当直小委員会(HTW3)における主な審議内容・結果は以下のとおり。

1. 旅客船に乗り組む船員に対する新たな訓練要件について合意
2. 1995 年の STCW-F 条約について、採択以来、初めての包括的見直し議論開始
3. 船員の疲労の軽減・防止のための「疲労の軽減及び管理に関するガイドライン」の見直しについては、CG(コレスポネンスグループ)を作り、次回小委員会(HTW4)まで、会議間における審議を継続
4. 船員の休息時間及び証明書に係る PSC ガイドラインの見直しについては、平成 28(2016)年 7 月開催の IMO 第 3 回規則実施小委員会(III4)及び次回 HTW4 で継続審議
当協会は今回審議された内容等について、関係船舶の運航に支障が生じないよう船社と連携を密にし、関係者への調整を図り、船主利益を確保するよう取り組んだ。

3. 外航日本人船員(海技者)の確保・育成スキーム

平成 19(2007)年より官労使にて実施されてきた「外航日本人船員(海技者)確保・育成スキーム」は、平成 26(2014)年 4 月より新たな制度が実施されている。

平成 27(2015)年度は、大阪(8/28)、東京(8/31)および広島(9/2)にて夫々合同面談会が開催され、平成 27(2015)年 10 月より新 1 期生が 1 年間の研修を開始している。

当協会は、同制度が円滑に実施されるよう関係者と連携するとともに、各社の更なる金銭的な負担等が発生することのないよう十分注意しつつ対応した。

4 その他

(1) 協議会(安全) イエメン関連

イエメン国内の情勢悪化に伴い、外航労務部会と全日本海員組合で協議会(安全)を開催し、イエメン港内における日本人乗組員の取り扱いに関して確認を行った。

主な確認事項は以下の通り。

1. 会社は、イエメン寄港にあたり、本人の意思により乗船することを希望しない者については、その意思を尊重し不利益な取り扱いは行わない。
2. 会社は、イエメン国内港に着岸中の船舶に乗り込む日本人乗組員に対し、基本給の10割相当額を日割計算で手当を支給し、最低5日分を保障する。またイエメン国内港に着岸中における障害・死亡給付の給付は協約書第167条の倍額支給とする。

(2) 協議会(食料)

外航労務部会と全日本海員組合は協議会(食料)を開催し、参考金額及び正月用潤食費の見直しを行い、以下のとおり改定した。

1. 平成27年度参考金額 10,700円
2. 平成28年正月用潤食費 4,450円

(3) 労働協約改定交渉委員会

平成28(2016)年3月、外航労務部会と全日本海員組合は4年ぶりに労働協約改定交渉委員会(中央交渉)を開催した。その結果、組合員の年間休日日数を120日から121日へと改定し、休日手当等に用いる賃率分母を163.5から162.5へと改定した。

また、定年制度に関して、平成30(2018)年度より船員の年金受給開始年齢が60歳から段階的に65歳まで引き上げられることになっているが、現行の労働協約では定年限度年齢が60歳となっていることから、年金受給開始まで空白期間が生じることとなる。その為、空白期間が生じることのないよう、労使で具体的な協議を行う場として「定年制度に関する協議会」が設置されることとなった。

(4)「外航日本人船員の量的観点からの確保・育成検討会」について

平成26(2014)年12月12日に外航日本人船員の量的観点からの確保・育成検討会が設置され、検討が開始された。検討会は国土交通省海事局、全日本海員組合および当協会で構成されており、今年度は第3回と第4回の計2回が開催され、外航日本人船員の現状と海事広報を含む確保育成の取り組み状況の共有化が図られた。同検討会は、次年度も検討が継続される。

(5) 船員保険

当協会では、他の船主団体と連携しつつ「船員保険協議会」に参画し、船員福祉充実の重要性も踏まえ、船主に過重な負担が強いられることのないよう意見反映に努めた。

また、全国健康保険協会船員保険部が行う船員保険事業に係る広報について、船員保険制度及び事業等についての周知を目的とし、会員周知を行った。

2 環境問題

1. 船舶からの廃物処理

平成 25(2013)年 1 月 1 日に発効した海洋汚染防止条約(MARPOL 条約)改正附属書 V により、海洋環境に有害な貨物残渣および洗浄水の船外排出が禁止されるとともに、船内で処理できない廃物は原則として陸揚げ処理することが求められることとなった。平成 27(2015)年9月のIMO 第 2 回貨物運送小委員会(CCC2)において、貨物艙洗浄に使用される洗剤又は添加剤についての排出要件等を、今後の委員会で審議する事が合意された。

当協会は、CCC2を含む国内外の検討に参画し、船舶の運航に支障が生じないよう対応した。

2. 船体付着物の移動

平成 23(2011)年 7 月の IMO MEPC62 において、船体付着物の越境移動を抑制するための「船体付着による有害水生生物の移動を最小化するためのガイドライン」が採択された。

同ガイドラインは非強制であるが、平成 25(2013)年 6 月を起点に 5 年間のレビュー期間が設けられ各国の自主的な取組みが求められており、さらに、この間の実施状況によっては、将来同ガイドラインの条約への格上げ、義務化が検討される可能性がある。

我が国では、平成 29(2017)年の包括的レビューまでにガイドラインの実効性及び問題点を明らかにすることを目的として、実態調査実施のための検討会が日本船舶技術研究協会に設置された。当協会は、検討会に委員として参加し、同ガイドラインの義務化によって船舶の運航に支障が生じないよう対応した。

3. 大気汚染防止

窒素酸化物(NO_x)および硫黄酸化物(SO_x)等の排出を規制する MARPOL 条約附属書VI については、平成 20(2008)年 10 月に開催された国際海事機関(IMO)の第 58 回海洋環境保護委員会(MEPC58)において改正案が採択された。

これに関連し、SO_x については、一般海域における燃料油硫黄分濃度の 0.5%規制(現行は 3.5%)に関して、その開始時期(平成 32(2020)年または平成 37(2025)年)の決定のための調査が開始されている。ブラックカーボンの北極圏への影響および規制の要否に関する検討もされており、双方について、当協会は、環境保全を念頭に置きつつ、船舶の円滑な運航、公平な競争条件の担保という観点などから、国土交通省や ICS などと密接に連携・協調して対応した。

4. シップリサイクル

シップリサイクル条約の批准は、平成 28(2016)年 3 月末時点で 4 か国にとどまり、発効の見通しは立っていない。一方、EU は、シップリサイクルに関する地域規則を制定し、EU 籍船が解撤できるリサイクルヤードからビーチング手法を用いるヤードを排除することを検討しており、また、規則の実行性を高めるため資金メカニズムの導入を検討している。

当協会は、世界の解撤量の約 7 割がビーチング方式によるヤードで行われている実情を踏まえ、これらを排除せずに条約に適合するよう改善していくべきとして、国土交通省や日本海事協会(NK)、ICS、ASF 等関係団体と密接に連携し、あらゆる機会を通じてインド政府、インド解撤事業者等をはじめとする関係者への働きかけを行った。また、当協会は、平成 27(2015)年 9 月、12 月に NK がインドの 4 つのリサイクルヤードに条約適合証明を発行したことを受け、同証明が国際社会の理解を得られるよう努めた。

そのほか、当協会は、ASF が派遣したインド・アラン地区のリサイクルヤードへの訪問団に参加し、現地当局や解撤協会との対話を行った。その中で、インドにおける環境適合ヤードのさらなる改善を求めるとともに、国際社会がインド・ヤードの現状を正しく認識するため、継続的な意見発信の必要性を確認した。

さらに、EU の地域規則に関しては、ICS、ECSA 等の国際海事団体と密接に連携し、シップリサイクル条約の趣旨を阻害することがないよう意見反映に努めた。

5. アジア型マイマイガ

米国等へのアジア型マイマイガ(AGM)の侵入防止規制に関して、米国、カナダ、メキシコの3カ国により構成される北米植物防疫機関(NAPPO)は、平成24(2012)年3月に導入された新たなAGM侵入防止対策基準を基に、日本を含むAGM発生地域に寄港した船舶に対する検疫措置を米国、カナダで講じており、チリ、豪州、ニュージーランドにおいても同様に船舶検査、不在証明制度等の検疫処置が実施されている。当協会は、ハイリスク期間に日本で実施された船舶検査でAGMの幼生・卵塊が発見された関係船社に対して、注意喚起と上記の国に入港前の乗組員による自主検査実施を要請すると共に、関係当局と連携し、規制に関する最新情報の収集および会員への周知を通じて、当該規制による船舶運航への支障が生じないよう対応した。

6. 海上災害防止対策

海防法改正により、独立行政法人海上災害防止センターが行っていたタンカーからの特定油流出事故等への対応、HNS(有害危険物質)防除資機材の提供等の業務ならびに同センターの資産は平成25(2013)年10月に指定海上防災機関としての同名の一般財団法人へ承継された。

当協会は同センターが一般財団法人に移管したのちも、効率的かつ透明性の高い海上防災体制の構築を図るべく、引き続き同法人の業務の合理化等の運営上の問題の検討に関わり、意見反映に努めた。

3 船舶の安全性確保

1. 貨物の安全な積み付けと運送

個品危険物、固体ばら積み貨物、ばら積み液体貨物等の積み付けや、輸送に関する規則の見直しがIMOにおいて継続的に実施されている。平成27(2015)年9月のCCC2では、国際ガス燃料船安全コード(IGFコード)に関して、メタノール/エタノール、燃料電池及び低引火点燃料油を使用する船舶に関する技術的事項、液化水素運搬船に関する安全基準、ボーキサイト及び石炭の液状化に関する安全要件等が審議された。当協会は、これらの審議に対応する国

内外の検討に参画し、船舶の安全に十分に配慮しつつ、船社の不利にならない規則改正となるよう業界意見の反映に努めた。

2. 船舶の救命設備等の見直し

平成 25(2013)年 6 月のコンテナ船「MOL Confort」折損事故に関して、救命艇の吸気に関する規定の不備が報告された事を受け、日本海事協会に設置された検討会において、国際救命設備コード(LSA コード)の改正について検討が行われている。

当協会は、関連する国内外の検討に参加し、適正かつ合理的な規則・指針等が策定されるように取り組んだ。

3. 航行安全情報の収集と発信

当協会は、北朝鮮のミサイル発射やインドの飛しょう体実験及び地中海の遭難救助(難民)問題に関する情報の収集・提供を行うなど、各種安全情報等の周知に努めた。

4. 備讃瀬戸航路

瀬戸内海備讃瀬戸海域では、毎年 2 月末から 8 月の間、こませ網漁業盛漁期に航路が全面閉塞される状態がしばしば発生するため、巨大船の航路への入航調整等が強いられ、物資の安定輸送に影響が出ている。

平成 27(2015)年の運航調整事例は昨年(127 件)と比べて 20 件減の 107 件となったものの、船舶の航行安全かつ安定的な輸送が確保されるレベルには至っていない。

当協会は、関係団体(日本水先人会連合会、日本船長協会、日本旅客船協会、全日本海員組合、日本内航海運組合総連合会)とともに安全な可航水域の確保について海上保安庁に陳情するとともに、瀬戸内海を管轄する同庁関係者および同海域の水産業を管轄する香川県庁に対して当該海域の航行安全対策への協力を要請した。

5. その他

(1)ISO/TC104(貨物コンテナ)国内委員会関連業務、国際貨物コンテナ所有者コード管理業務

当協会は、海上貨物コンテナにおける寸法、仕様・試験方法、通信等の国際標準化を推進・審議する ISO (International Organization for Standardization) の技術委員会 TC104 に対応する国内審議団体の事務局を務めるとともに、わが国の現状と利益に沿った国際標準化がなされるよう意見反映に努めた。また、ISO の認知するコンテナ所有者コードの国際登録機関である BIC(Bureau International des Containers)の日本の窓口として、国際貨物コンテナ所有者コードの円滑な管理に努めた。

IV 調査広報事業

海運の役割や重要性を幅広く PR するため、以下の広報活動を展開するとともに、海運等に関する統計資料・情報を取りまとめ関係方面の利用に供した。

活動状況の詳細は以下のとおりである。

1. 海運への理解を求める広報

(1) 一般向け広報

①「海の日」にちなんだ”海フェスタ”を始めとするイベントでの資料の展示・配布

平成 27(2015)年 7 月 18 日から 8 月 2 日までの間、熊本市を中心とする 7 市 1 町で開催された第 12 回「海フェスタ」においてそのメイン会場となった「海の総合展」にブースを九州運輸局と共同で出展、海運を PR した。その他海事関係団体とも連携し様々なイベントでも資料を提供・配布した。

②小学校教師(社会科研究会)向け見学会の開催

平成 27(2015)年 7 月 8 日に石油連盟との共催で東京港において社会科研究会の教師を対象に、施設研究会を実施し、42 名の参加があった。

③寄附講座への講師協力

a. 松山大学

松山大学からの要請により、同大学で開講された公開講座「海事経済論」全 15 講座のうち、6 講座について、講師の派遣を行い、海運に対する理解促進に努めた。

b. 物流連

日本物流団体連合会が首都大学東京、横浜国立大学、一橋大学、青山学院大学に

て行った物流全般をテーマとする大学寄附講座のうち、外航海運の講座について、講師を派遣し、各校 1 講座、計 4 講座に協力した。

c. 関西海事教育アライアンス

大阪大学、大阪府立大学、神戸大学による関西海事教育アライアンスとして 3 大学大学院の連携授業が開講され、計 12 回の講座について、講師協力した。

d. 東京大学公共政策大学院

東京大学公共政策大学院からの要請により、同大学院の「海事産業・政策論」1 講座について、講師の派遣を行うとともに、大井コンテナターミナルの施設見学に協力した。

e. 法政大学

法政大学における海事関係 1 講座について講師協力した。

(2) オピニオンリーダー・メディアを対象とする広報

① 定例記者会見の開催

定例理事会開催日に、一般紙記者および海運専門紙記者を対象として、会長による定例記者会見を実施し、海運への理解の浸透に努めた。

② 個別取材やインタビューへの対応

海運の理解促進に資する報道に繋がるよう、メディア関係者からの取材要請に適時対応した。

また、「KAIUN」、「海事プレス」の会長インタビュー企画への対応を通じ、海運の理解促進に努めた。

③ ホームページの充実、雑誌「KAIUN」への広告掲載

海運業界が直面する諸問題や内外の動向およびこれらに対する当協会の対応や活動を主な内容とする記事を随時ホームページに掲載、また総合物流誌「KAIUN」(日本海運集会所発行)にも当協会の活動を掲載することで、業界関係者等へ広くアピールした。

2. 会員向け広報

(1) 「2016 年海運講習会」の実施

平成 28(2016)年 3 月 31 日(月)に会員会社等の新入社員を主な対象として、その社会人としての門出を祝し、海運人との自覚を促す一助に海運講習会を海運クラブで開催した。当日は、小田副会長をはじめ、会員会社の海運実務者および船長等を講師に、新入社員に対する激励や経験談、海運の現状に関する説明、船長講話、コミュニケーションマナー研修などを

実施、120名が参加した。

(2) ホームページ(会員コーナー)の拡充

事務局より会員向けに発信する情報「船主協会からのお知らせ」については、電子メール等を利用して迅速な配信に努めた。また、メンバーが随時検索できるようデータベース化を進めた。

(3) 海事記者会・プレスリリース業務

会員会社および海事記者会の便宜を図るため、プレスリリースの窓口業務を行った。

3. セミナー等の開催

(1) 「外航海運セミナー」の開催

一般向けに外航海運の概要や安全環境への取り組みについて解説する「外航海運セミナー」を計4回開催した。

平成 27(2015)年 5月 23日 今治(「Bari Ship」会場内)

〃 7月 7日 東京(海運クラブ)

〃 7月 10日 神戸(神戸国際会館)

平成 28(2016)年 3月 3日 鹿島(出前講座)

(2) 「海上安全セミナー」の開催

海上交通路を巡る安全上の諸課題に関して情報の提供および問題意識の共有を目的に、平成 28(2016)年 3月に「海上安全セミナー」を開催し、会員会社をはじめ、関係省庁や海事関係団体・企業などから80名超が参加した。

4. 海運等に関する統計資料・情報の収集と整理

(1) 「海運統計要覧 2015」の発行

海運のほか関連産業の諸統計等を分類・整理し、統計資料集として取り纏め、会員会社をはじめ広く関係者の利用に供した。

(2) 「船協海運年報 2014」の作成

当協会の国内外にわたる事業活動を通じて海運業界の動きを記録し、海運関係資料として取り纏めるとともに、当協会ホームページにおいて公開を進めた。

V 海外事業

1. 欧州・北米地区事務局の活動

(1) 欧州地区事務局

当協会の加盟する国際海運集会所(ICS)の各種会議に出席し、当協会意見の反映、問題の提起等を行った。また、国際海事機関(IMO)や国際油濁補償基金(IOPCF)の関係会合に日本政府代表団の一員として出席し、当協会意見も含めた政府対処方針の実現に向け対応した。

このほか、欧州船主協会(ESCA)の会合にオブザーバー参加するとともに、国際タンカー船主協会(INTERTANKO)や国際乾貨物船主協会(INTERCARGO)等の国際団体、欧州各国の船主協会や関連する国際会議を通して各種情報の収集に努めた。

平成 27(2015)年度における主な対応案件は次のとおりである。

① 会議関係

- ・ 外航海運からの地球温暖化ガス(CO₂ 等)削減問題
- ・ 船舶による汚染の防止のための国際条約(MARPOL 条約)付属書VIの硫黄酸化物(SO_x)および窒素酸化物(NO_x)規制問題
- ・ バラスト水管理条約に関する諸問題
- ・ タンカー・バルカーの Goal Based Standard 策定
- ・ 極海コードの義務化のための船舶による汚染防止のための国際条約(MARPOL 条約)改正問題
- ・ コンテナの保安問題および安全な固縛に関する要件
- ・ 国際海上ばら積み貨物規則(IMSBC コード)の改正
- ・ 荒天時の最低機関出力ガイドライン問題
- ・ ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際コード(IGF コード)の採択・適用
- ・ 船上係船設備および係船索に関する安全対策
- ・ バラストタンク等の防食塗装の補修・修繕に関する指針
- ・ 船舶の救命設備等の見直し
- ・ マラッカ・シンガポール海峡航行安全対策
- ・ サイバーセキュリティ(Cyber Security)、E-navigation に関する諸検討

- ・ 国際油濁補償基金の運営
- ・ 情報収集関係
- ・ バラスト水管理条約の発効要件・発効日に関する情報
- ・ 地中海における難民救助活動(Migrant Rescue in the Mediterranean)
- ・ EU におけるシブプリサイクリング域内法改正への対応
- ・ 米国の LNG 輸出関連法案(自国籍船・自国建造等優先)問題
- ・ パナマ・スエズ運河拡張・通航料問題
- ・ フィリピン CCT(Common Carrier Tax)等外国船社差別待遇問題
- ・ 外航船社間協定に関する独禁法適用除外制度
- ・ 欧州主要海運国の外航海運政策(トン数税制等)に関する動向
- ・ IFRS(国際会計基準)適用問題
- ・ 対イラン経済制裁部分解除に伴う各国船協の動向

平成 27(2015)年度の欧州地区事務局の体制は以下のとおりである。なお、平成 27(2015)年 7 月 1 日付で事務局長が交代し、川嶋民夫が着任した。

【欧州地区代表】中井 拓志(日本郵船経営委員／日本郵船欧州統括会社社長)

【欧州地区事務局長】西川 司(～6 月)／川嶋 民夫(7 月～)

VI 関係団体支援事業

当協会は、海運産業発展のための事業を実施する団体に対して助成を行っている。平成 27(2015)年度は、日本海事センターによる海事関連団体の公益事業支援活動に 3.7 億円を協力したのをはじめ、日本船員厚生協会、日本水難救済会、日本海事広報協会、航海訓練所、国際海運会議所(ICS)、アジア船主フォーラム(ASF)の事業に対し、助成を行った。

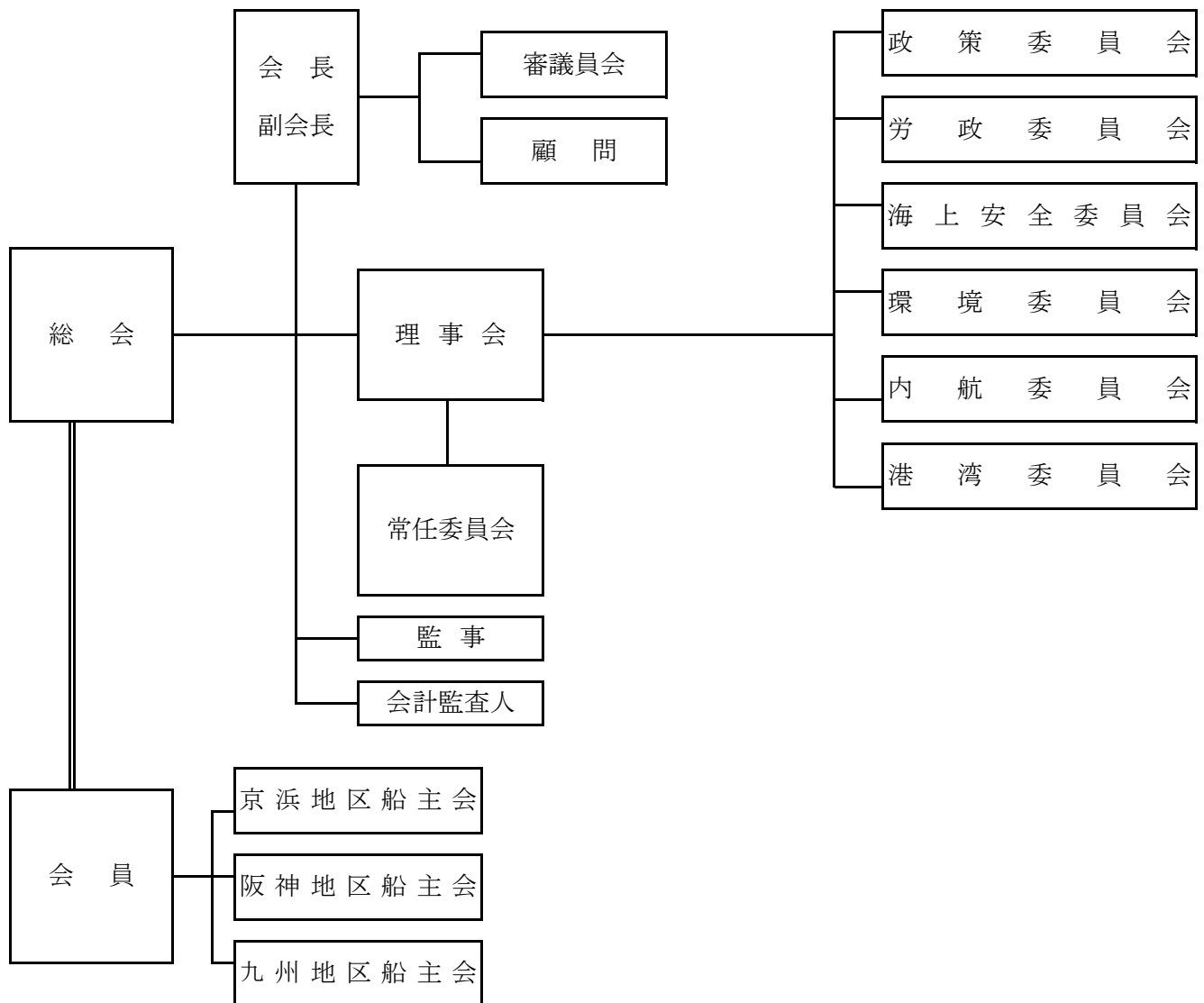
事業報告の附属明細書

平成 27 年事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成 28 年 6 月
一般社団法人 日本船主協会

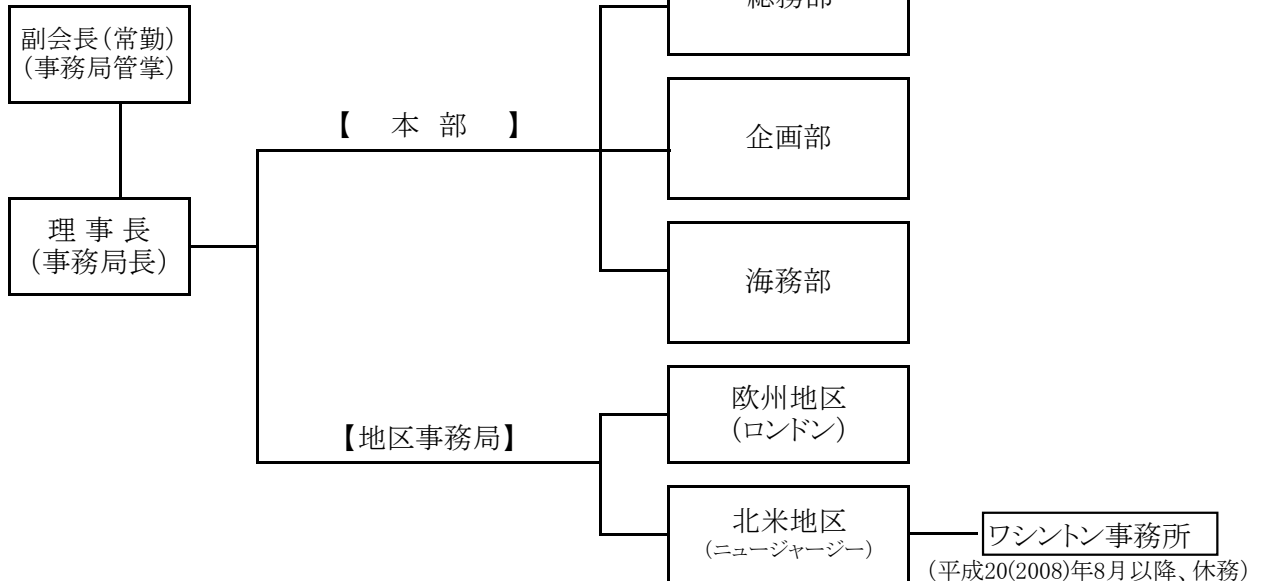
日本船主協会機構図

(平成28.3.31現在)



《参考》

事務局機構



資料

役員名簿

平成28年3月31日現在

会長 (代表理事)	日本郵船	取締役会長	工藤泰三
副会長 (代表理事)	商船三井	取締役社長	池田潤一郎
副会長 (代表理事)	川崎汽船	取締役社長	村上英三
副会長 (理事)	JXオーシャン	取締役社長	小林道康
副会長 (理事)	東都海運	取締役社長	小比加恒久
副会長 (理事)	国際船員労務協会	会長	佐々木真己
副会長 (代表理事)	(常勤・事務局管掌)		小田和之

理事

旭タンカー	取締役社長	児玉英男
イースタン・カーライナー	取締役社長	吉田勝
飯野海運	取締役社長	関根知之
出光タンカー	取締役社長	飯島大
乾汽船	取締役社長	乾康之
NS ユナイテッド海運	取締役社長	小畠徹
NYKバルク・プロジェクト貨物輸送	取締役社長	諸岡正道
川崎近海汽船	取締役社長	石井繁礼
共栄タンカー	取締役社長	林田一男
栗林商船	取締役社長	栗林宏吉

商船三井近海	取締役社長	安達士郎
瀬野汽船	取締役社長	瀬野洋一郎
太洋日本汽船	取締役社長	安居尚
田渕海運	取締役社長	田渕訓生
鶴丸海運	取締役社長	鶴丸俊輔
八馬汽船	取締役社長	伊藤隆夫
三菱鉱石輸送	取締役社長	中村浩之
明治海運	取締役社長	内田和也

監事

旭海運	取締役社長	田邊典夫
玉井商船	取締役社長	佐野展雄
東興海運	取締役社長	井高英輔

常勤役員

理事長（代表理事・事務局長）	小野芳清
常務理事（業務執行理事・海務担当）	保坂均
常務理事（業務執行理事・総務担当）	田中初穂
常務理事（業務執行理事・企画担当）	石川尚
常務理事（業務執行理事・労政/水先担当）	田中俊弘

(注1)常勤の記載がない場合は非常勤